

港湾工事における工事管理について

青森港工事事務所 宮 崎 敏 夫

港湾法の制定により、港湾は国が造つて地方住民に与えるものではなく、その港湾の発展に最も身近かな利害關係を有する地方住民のものであるとゆうことが明確にされた。従来の如く港湾が国の管造物であるという概念の時代には、その建設工事の面に於て、工事の速さとか工事費用等の問題も等閑に附されていた訳ではないが、どちらかと云えば国の都合によつて考えられたのである。然し港湾が地方住民のものとなり、地方住民の意志を代表する港湾管理者によつて、企業経営的に経営管理されるようになった今日では、港湾施設も「安く」「早く」「美しく」建設されるべき社会的要請が強まってきたのである。然るに古くから土木工事とゆうものは、組織もなく *boss* の経験と勤とによりゆき当りばつたりの仕事をするが仮りに組織はあつても、精々常識的に秩序をたてて整理したと云う程度の経験や勤が支配的な工事管理がなされて来たのである。このような工事管理方式のもとでは「安く」「早く」「美しく」とゆうことは仲々望めないのである。そこで我々は諸種の困難を克服して港湾建設工事に原価管理を主軸とする科学的経営管理法を採用し、港湾建設工事の管理を実施することとした。

科学的管理法とゆうのは要するに科学的根拠に基いて「計画」し「実施」し「統制」する *cycle* を絶えず繰り返えし、経営の目的を達せしめるための一つの経営の技術であつて、経営学ブームと云われ昨今非常に多くの理論が紹介されている。我國に於ても、土木工事に關しては、このような工事全般の管理法を採用した事例を他にきかない。只品質管理 *quality control* 或は工程管理 *production control* 等の所謂技術管理の分野が採用されて、うまくいっている程度である。

我々の工事管理法式は決して完全なものではなく更に研究し改善してゆかねばならないのであるが我々が実施している事例並びに、今後更に研究課題として、残されている問題について説明する。